

平成 25 年 6 月 21 日

各 位

株式会社 北洋銀行

## 変額個人年金保険商品「ダブルアカウントⅡ α」の取り扱いを開始します

北洋銀行は、平成 25 年 6 月 24 日(月)から変額個人年金保険商品「ダブルアカウントⅡ α」の取り扱いを開始します。

当行では、多様化するお客さまの資産運用ニーズへの的確に対応するとともに、利便性の向上に努め、今後とも、お客さまの期待に応えるベストパートナーとして、一層のサービス向上に努めてまいりますので、当行をご利用いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 取扱開始商品

商品名	愛称等	引受保険会社
変額個人年金保険(年金原資保証型 2011)	ダブルアカウントⅡ α	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

#### 2. 取扱開始日

平成 25 年 6 月 24 日(月)

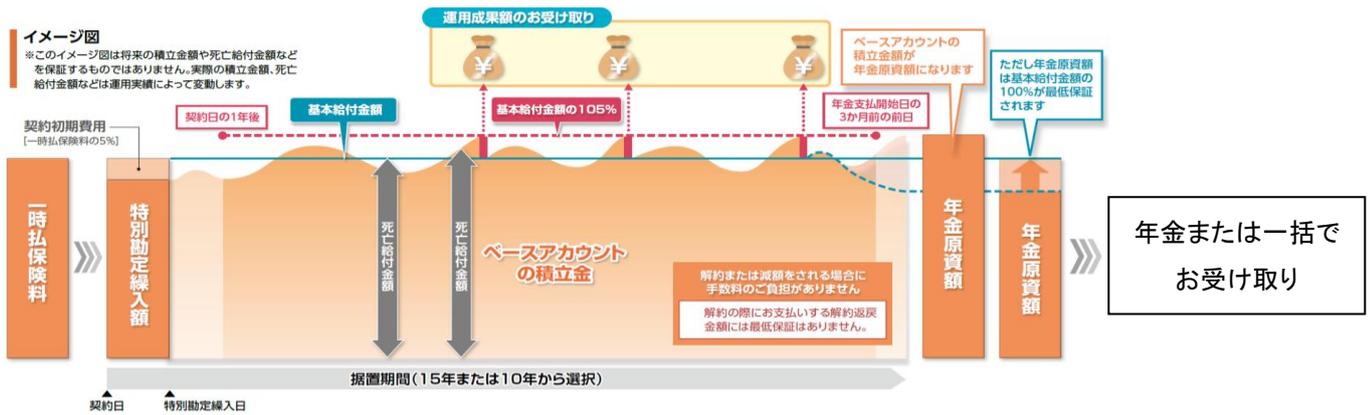
#### 3. 取扱店舗

全店 (ただし、東京支店・札幌医大病院出張所・千歳空港出張所を除きます。)

以 上

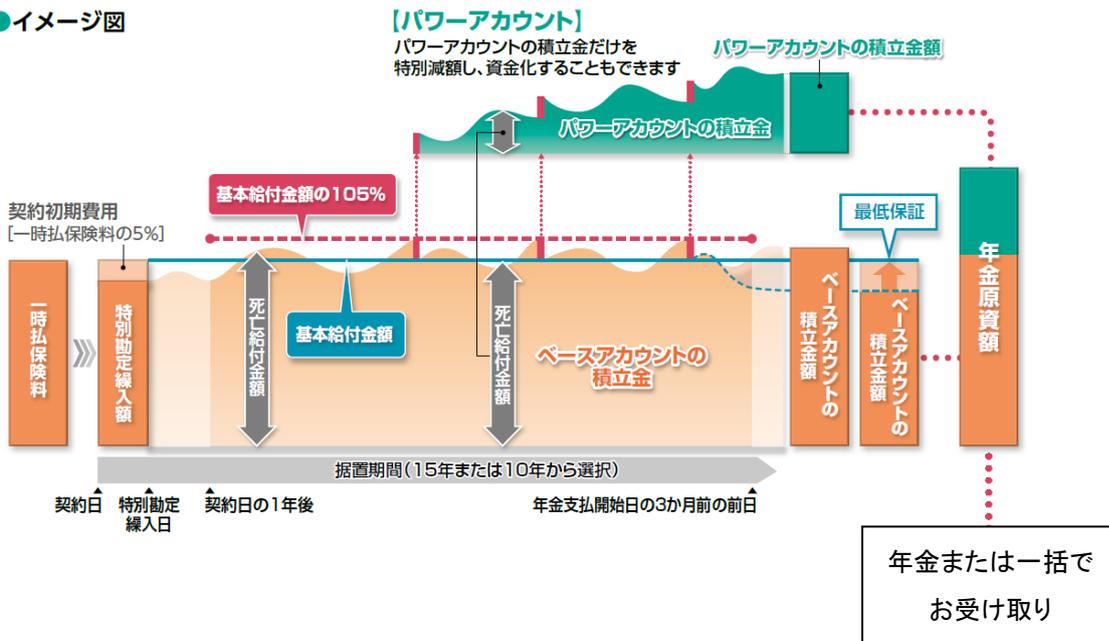
# 1. 仕組み図

## 運用成果受取コースの概要図



## 積極運用コースの概要図

●イメージ図



2. 商品概要(抜粋)

商品名【愛称】	変額個人年金保険(年金原資保証型 2011)【ダブルアカウントⅡ α】
引受保険会社	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
選択コース	運用成果受取コース または 積極運用コース *ご契約後にコース変更することはできません。
運用期間	10年 または 15年 *ご契約後に据置期間を変更することはできません。
被保険者の契約年齢	(据置期間 10年)20歳~80歳 (据置期間 15年)20歳~75歳
最低保険料	200万円以上(1万円単位)
告知	不要
減額(一部解約)	可(減額後の基本保険金額が 200万円以上であること)
商品の主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 運用成果コース 契約日の1年後から判定期間中の毎日ベースアカウント(特別勘定(基本部分))の積立金額を確認し、基本給付金額の105%に到達するたびに運用成果(基本給付金額を超える部分)をお受け取りいただけます。</li> <li>■ 積極運用コース 契約日の1年後から判定期間中の毎日ベースアカウントの積立金額を確認し基本給付金額の105%に到達するたびに、基本給付金額を超える部分をパワーアカウント(特別勘定(成果部分))へ移転し運用します。</li> <li>■ 年金原資額および死亡給付金額は基本給付金額が最低保証されます。</li> </ul>
諸費用	<p>この保険にかかる諸費用は、「契約初期費用」「保険関係費用」「資産運用関係費用」「年金管理費用」の合計額となります。</p> <p>&lt;ご契約時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約初期費用:5%</li> </ul> <p>&lt;特別勘定による運用期間中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険関係費用:(据置期間 10年) 年率 2.98% (据置期間 15年) 年率 2.48%</li> <li>・ 資産運用関係費用:年率 0.168%</li> </ul> <p>&lt;年金管理費用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金管理費用:支払年金に対して 1.0%</li> </ul> <p>&lt;特別勘定による運用期間中(積極運用コースで運用成果相当額が移転された場合)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険関係費用:年率 0.50%</li> <li>・ 資産運用関係費用:概算年率 0.41%</li> </ul> <p>* 資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。</p> <p>* 年金管理費用は、将来変更されることがあります。</p>

## 【取扱保険商品に係る共通の注意点】

- 保険商品は、保険会社が引き受ける生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度は適用されません。
- 保険商品は、契約初期費用、保険関係費用、資産運用関係費用、解約控除、為替手数料(外貨建て保険)などの手数料がかかる場合があります。ただし、ご負担いただく手数料の名目、手数料率、計算方法等は商品により異なりますので、一律の算出方法の記載はできません。詳しくは、各商品のパンフレット・契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)・ご契約のしおり(約款)等をご覧ください。
- 北洋銀行は、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行いますが、保険契約の引受や保険金等の支払いは、引受保険会社が行います。
- 保険商品によっては、解約返戻金が、当初払込保険料を下回ることがあります。
- 保険商品に関するお客さまと当行とのお取引が、当行におけるお客さまに関する他のお取引に影響を及ぼすことは、一切ありません。
- 各種保険商品は、法令の規制により、お客さまのお勤め先や当行への融資のお申し込み状況等によりお申し込みいただけない場合があります。
- 商品によっては、被保険者に健康状態などについて告知していただく必要があります。また、被保険者の健康状態などによりご契約いただけない場合等があります。なお、北洋銀行の担当者(生命保険募集人)には告知受領権がありませんので、担当者に口頭でお話しされても告知をいただいたことにはなりません。
- 保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や健康状態についてお客さまが事実を告知されなかった場合、事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金が支払われない場合があります。
- 北洋銀行でお取り扱いしている商品はすべてクーリング・オフの対象となります。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象になりますが、この場合にも将来の年金額、死亡保険金額、払戻金額等が削減されることがあります。
- 保険商品によっては、保険契約を有効に継続させるために、払込方法に応じた期日までに継続的に保険料を払い込んでいただく必要があります。保険料の払い込みが遅れて、一定期間が経過すると保険契約は失効します。保険契約が失効した場合には、契約の効力がなくなり、保険金等が受け取れなくなりますので、ご注意願います。
- 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合は、ただちに保険会社または北洋銀行までご連絡ください。保険金・給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合につきましては、各商品のパンフレット・契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)・ご契約のしおり(約款)等でご確認ください。
- 募集代理店である北洋銀行では、保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのお問い合わせ・各種請求手続き方法のご照会などを対応いたします。なお、内容によっては、募集代理店からの連絡を受けた引受保険会社および共同募集代理店が対応させていただく場合があります。
- 詳しい内容は、生命保険募集代理店である北洋銀行の販売資格を持った担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

## 【特定保険商品に係るリスクについて】

### 〈変額保険・変額年金保険〉

この保険は国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。